

対象年度		令和 7年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート											
事務事業名		障害者相談支援事業						予算事業名		障害者相談支援事業費					
予 算 科 目		会計	01	款	項	目	事業	要求区分	根拠法令	障害者総合支援法					
				03	01	03	3301	経常経費							
総合計画体系		みんなで支えあい 安心して暮らせる地域福祉を目指そう						事業の区分		主要事業					
		地域で支えあう福祉環境の充実													
		障害者（児）福祉の充実						担当課係等		社会福祉課 障害福祉係					
事業期間		継続 （平成21年度～ 年度）													
【めざす姿（意図・どのような状態になるのか）】								【事業開始のきっかけや他市の状況など】							
障害者が自立した地域生活を営むことができるよう、また親亡き後の生活を整備するため関係機関と連携し相談体制の充実を目指す。また、地域自立支援協議会委員は障害者差別解消支援地域協議会委員を兼ねており障害者差別の解消や普及啓発を目指す。								地域自立支援協議会は、障害者総合支援法第77条に基づき相談支援の中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置された。障害者差別解消支援地域協議会は障害者差別解消法第17条に基づき障害者差別の解消を効果的に推進するため設置された。							
【手段（事業内容・どのようなことを行うのか）】								【対象（だれに対して・何に対して行うのか）】							
地域自立支援協議会及び障害者差別解消支援地域協議会の運営。 具体的な業務は障害者基幹相談支援センターにおいて推進する。 （１）総合的・専門的な相談支援の実施 （２）地域の相談支援体制の強化の取組 （３）地域移行・地域定着の取組 （４）権利擁護のために必要な支援 （５）障害者等を支えるネットワークの構築 （地域自立支援協議会、専門部会、連絡会の運営） 令和6年度より社会福祉協議会へ相談支援事業の委託を行う。								障害児者、その家族、関係機関							
【事業をとりまく環境の変化】								障害に関する相談は年々増加し、内容も多岐に渡り複雑、困難になってきていることから基幹相談支援センターを設置し、関係機関のネットワークの構築や支援者のスキルアップを進める自治体が増えている。また、障害者差別解消法では官公庁に加え民間事業所においても令和6年度から合理的配慮が義務化される。							
【令和 7年度 事業内容】				【令和 8年度 事業内容】				【令和 9年度 事業内容】							
障害者基幹相談支援センターの運営 地域生活支援拠点等（結城の手）の整備 相談支援のスキルアップのための研修実施 地域自立支援協議会及び障害者差別解消支援地域協議会、専門部会、連絡会の運営				障害者基幹相談支援センターの運営 地域生活支援拠点等（結城の手）の整備 相談支援のスキルアップのための研修実施 地域自立支援協議会及び障害者差別解消支援地域協議会、専門部会、連絡会の運営				障害者基幹相談支援センターの運営 地域生活支援拠点等（結城の手）の整備 相談支援のスキルアップのための研修実施 地域自立支援協議会及び障害者差別解消支援地域協議会、専門部会、連絡会の運営							
■事業費															
				R05年度		R06年度									
財源内訳	国	庫	支	出	金	0	0								
	県		支	出	金	0	0								
	地		方		債	0	0								
	そ		の		他	0	0								
	一		般	財	源	91	853								
歳入計（千円）				91		853									
歳出内訳	節（番号＋名称）			金額（千円）		金額（千円）									
	01	報酬		63		120									
	07	報償費		12		60									
	10	需用費		15		28									
	11	役務費		1		1									
	12	委託料		0		599									
	13	使用料及び賃借料		0		45									
	歳出計（千円）（A）				91		853								
伸び率（％）						837.36									
備考	総合計画55ページ 予算書79ページ														

令和 5年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		R05年度	R06年度	R07年度
活動 指標	結城市地域自立支援協議会の開催	回	目標	3.00	3.00	3.00
			実績	3.00	0.00	0.00
	専門部会、事業所連絡会の開催	回	目標	12.00	16.00	16.00
			実績	17.00	0.00	0.00
成果 指標	相談支援事業（実利用者数）	人	目標	405.00	350.00	455.00
			実績	285.00	0.00	0.00
	相談支援事業（年間延べ相談件数）	件	目標	2,000.00	2,000.00	2,000.00
			実績	2,006.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	障害者が地域で暮らすため、相談支援の中核的な機関である基幹相談支援センターや、自立支援協議会の必要性は高い。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	地域生活支援事業の実施要項に障害者相談支援事業の実施主体は市町村と明記されている。
	手段の妥当性	A 妥当である	令和6年度より障害者相談支援事業を一部社会福祉協議会へ委託し、より身近な相談先の確保に務めている。
効率性	コストの効率性・人員効率	A 改善の余地はない	会議の運営費や支援者のスキルアップのための研修会開催等、必要経費である。
公平性	受益者の偏り	A 偏りは見られない	障害の有無に関わらず、必要な相談支援や関係機関への情報提供等を実施している。
有効性	成果向上の余地	B どちらも言えない	協議会及び連絡会の相互の運営方法等を検討することにより、地域の課題解決に向けた支援体制構築に繋がると考える。
進捗度	事業の進捗	B どちらも言えない	協議会開催や専門部会等の内容について、形骸化している部分がある。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
今後、事業を委託した社会福祉協議会との連携体制の構築や、自立支援協議会や専門部会等の運営体制の見直しが必要と考える。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
令和6年度、相談支援の充実とより身近な相談先の確保のため、社会福祉協議会へ事業の一部を委託した。今後、相談支援に関するスキルアップを行うことで、より専門性のある相談対応ができる体制を作る。 また、相談支援での課題を専門部会や連絡会、自立支援協議会で協議し、地域の課題解決に向けた取組みに繋がるよう運営をしていく。			

■方向性

1次評価（1次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☒ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置
方向性の具体的内容 自立支援協議会および、基幹相談支援センターを効果的に効果的に運営することにより、障害のある方の地域生活の支援の充実を図る。
2次評価（2次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置
企画調整会議の意見・考え方（1次評価者と同じ場合も記入） 上記評価のとおり